

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第二条第四号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第二条 条例第二条第四号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。 一・二（略）</p>	<p>（条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第二条 条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。 一・二（略）</p>

附則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。